

保保発 0420 第 1 号
令和 8 年 4 月 20 日

健康保険組合 国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 日本私立学校振興・共済事業団 全国土木建築国民健康保険組合	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

2027年度以降の後期高齢者支援金の加算・減算制度の改正について

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度より第 4 期後期高齢者支援金の加算・減算制度が開始されていますが、制度内容については後期高齢者支援金の加算・減算制度検討ワーキンググループにおいて継続的に見直しを行っています。この度、本ワーキンググループにおいて検討を行った標記について、第 47 回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（令和 8 年 3 月 25 日開催）において了承されたことを受け、2027 年度以降の後期高齢者支援金の加算・減算制度を別紙のとおり改正いたします。

今回の改正では、より分かりやすい制度とすることを目指し、加算基準の見直し、総合評価指標の項目追加と配点の見直し等を行っています。加算基準の見直しについては、実施率の絶対値を基準として判定することとし、実施率が著しく低い保険者に対し、最大加算率の 10%を適用しています。総合評価指標の項目追加については、各保険者が自らの健康課題を分析し、それに対応した保健事業を実施しているかをより重視することとするため、新たに「健康課題に対応した保健事業の実施」を追加しました。また、配点の見直しについては、大項目 7 の保険者申告項目について、各保険者がデータヘルス計画を踏まえ、自らの健康課題に応じて重点的に取り組む項目を選択できるようにし、より実情に応じた評価につなげていきます。なお、これに伴い従来の「重点項目」の設定を廃止しています。

また、今回の改正を踏まえた 2027 年度以降の後期高齢者支援金の加算・減算制度に関する Q & A を作成いたしましたので別紙のとおり御案内いたします。

各保険者におかれましては、内容について十分にご確認の上、引き続き保険者機能の推進にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

以上